

1 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（案）
2
3

4 第 1 章 背景

5 (経緯)

6 平成 20 年 6 月 6 日 生物多様性基本法 成立・施行

7 平成 22 年 3 月 16 日 生物多様性国家戦略 2010 の決定

8 平成 24 年 3 月 27 日 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検結果とり
9 まとめ

10 平成 24 年 9 月 28 日 生物多様性国家戦略 2012-2020 の決定

11 平成 25 年 3 月 26 日 絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措
12 置について（中央環境審議会答申）13 平成 25 年 6 月 12 日 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
14 （種の保存法）改正法 公布

15
16 我が国の絶滅のおそれのある野生生物に関しては、平成 3 年から環境省によるレッド
17 リスト及びレッドデータブックが作成されており、平成 4 年に制定された「絶滅のおそ
18 れのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」や関連制度による様々な
19 規制や保全の取組が行われてきた。平成 20 年に策定された生物多様性基本法では、「国
20 は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、
21 及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている
22 状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増
23 殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする（第 15 条第 1 項）」ことが明記
24 された。また、同法の附則第 2 条では、「政府は、この法律の目的を達成するため、野
25 生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及
26 び再生その他の生物の多様性の保全にかかる法律の施行の状況について検討を加え、そ
27 の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されている。

28 さらに、平成 22 年に生物多様性基本法に基づき閣議決定した「生物多様性国家戦略
29 2010」において、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の状況の把握と減少要因等を
30 分析して効果的な対処方針を明らかにしていくこととした。このため環境省では、生物
31 多様性基本法及び生物多様性国家戦略 2010 を踏まえ、平成 23 年度に、絶滅のおそれ
32 のある野生生物の保全について、これまでの我が国の政策の実施状況を点検した。点検
33 は、①我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検と、②希少野生生物の
34 国内流通管理に関する点検の 2 つに分けて実施し、それぞれの有識者による点検会議に
35 おいて、今後取り組むべき課題等が提言された¹。

36 平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議

¹ 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検について」〈<http://www.env.go.jp/nature/yasei/tenken.html>〉, 2012.3.27

1 (COP10)では、生物多様性に関する世界的目標である「戦略計画 2011－2020 (愛知
2 目標)」や、植物の保全に関して「改訂世界植物保全戦略 2011－2020」が採択された。
3 その後我が国では、平成 24 年 9 月には、戦略計画 2011－2020 (愛知目標)を踏まえ
4 た我が国の「生物多様性国家戦略 2012－2020」を閣議決定した。

5 生物多様性国家戦略 2012－2020 では、愛知目標の達成に向けたロードマップとして
6 我が国の国別目標を示している。このうち、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)に関
7 係する愛知目標の個別目標 12 に対応した我が国の国別目標 C-2 は、以下のとおりであ
8 る。

9 「2012 年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防
10 止するとともに、新たな絶滅種 (EX) となる種 (長期に発見されていない種につ
11 いて 50 年以上の経過等により判定されるものを除く)が生じない状況が維持され、
12 2020 年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧 I A 類 (CR) 又は絶滅
13 危惧 I 類 (CR+EN) については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮し
14 た持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりラン
15 クが下がる種が 2012 年版環境省レッドリストと比べ増加する。(以下略)」

16 加えて同国家戦略では、この国別目標 C-2 の達成に資する具体的施策の一つとして、
17 「平成 23 年度に実施した我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検を
18 受けて、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順
19 位付け等を盛り込んだ戦略を作成する」こととしている。

20 さらに、平成 24 年 11 月には中央環境審議会に「絶滅のおそれのある野生生物の保
21 全につき今後講ずべき措置について」諮問し、平成 23 年度の点検の結果を基本とした
22 検討の上、パブリックコメントを経て平成 25 年 3 月に答申を得た。

23 答申では、種の保存法について登録票の管理方法等の改善や罰則の強化を早期に講じ
24 て、希少野生動植物種の国内流通を適切に規制し管理するとともに、我が国の絶滅危惧
25 種の保全の取組を全国的かつ計画的に進めるため、絶滅のおそれのある野生生物種の保
26 全戦略で、基本的な考え方や具体的な施策の展開方法についても示すものとされた。

27 なお、罰則の強化を含む種の保存法改正法は平成 25 年 6 月に成立した。改正法案の
28 国会審議の際には、絶滅危惧種の保全のための今後の検討課題について様々な議論がな
29 され、改正法の附則においては、改正法施行後 3 年を経過した場合において法の執行状
30 況等を勘案して、法の規定に検討を加えることとされている。また、衆議院及び参議院
31 の改正法案に対する附帯決議では、2020 年までに 300 種を同法に基づく希少野生動植
32 物種に新規指定することを含め、複数の措置を講ずることを求めている。

35 第 2 章 目的

36 野生生物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、
37 水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によっ
38 て生態系のバランスを維持し、人類の存続の基盤となっている。また、野生生物は、資
39 源や文化等の対象として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしてい
40 る。

1 野生生物の世界は、生態系、生物群集、個体群、種等様々なレベルで成り立っており、
2 それぞれのレベルでその多様性を保全する必要があるが、中でも種は、野生生物の世界
3 における基本単位であり、生物多様性の確保の観点からも、種の存続を確保することは
4 重要である。

5 しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅
6 のおそれのある種が数多く生じている。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するため
7 に、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要である。

8 なお、絶滅危惧種の保全の目標は、個体数の減少を防止し、又は回復を図ることによ
9 り、種の絶滅を回避することであり、最終的に本来の生息・生育地における当該種の安
10 定的な存続を確保することである。

11
12 ~~本保全戦略は、生物多様性国家戦略 2012—2020 に基づき、環境省が自らの取組を中
13 心に策定するものである。~~

14 本保全戦略は、生物多様性国家戦略 2012—2020 の国別目標 C-2 の達成に向けて、我
15 が国に生息・生育する絶滅危惧種（環境省レッドリストの絶滅危惧 I 類及び II 類。以下、
16 本保全戦略において同様とする。）を対象とし、その保全を全国的に推進することを目
17 的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示すものである。

18 本保全戦略は、生物多様性国家戦略 2012—2020 に基づき、環境省が自らの取組を中
19 心に策定するものである。なお、地方公共団体等における絶滅危惧種の保全の取組にあ
20 たっても、本保全戦略が参考となることを期待するものである。

21 本保全戦略の進捗状況については、生物多様性国家戦略の点検及び見直しにあわせて
22 点検を行うこととし、次の生物多様性国家戦略見直しの際には、本保全戦略に示された
23 施策等を、進捗状況も勘案しながら生物多様性国家戦略に適切に反映することとする。

26 第 3 章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題

27 第 3 章では、第 1 章の背景で述べた、平成 24 年度に公表した環境省第 4 次レッドリ
28 ストの絶滅危惧種の選定状況、平成 23 年度の点検結果及びその後の種の保存法改正の
29 経緯を踏まえ、我が国の絶滅危惧種の現状と課題の概況を整理する。

31 1. 第 4 次レッドリストの評価結果

32 環境省では、我が国に生息・生育する野生生物について、生物学的観点から個々の
33 種の絶滅のおそれの度合いを評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、「レッドリス
34 ト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」として公表している。また、
35 「レッドデータブック」は、レッドリスト掲載種の生息状況等を取りまとめて編纂し
36 たものである。

37 レッドリスト及びレッドデータブックは、絶滅危惧種の状況についての国民の理解
38 を促し、保全の推進に広く活用されることを目的に作成された基礎的資料であり、環
39 境省では、レッドリストを概ね 5 年、レッドデータブックを概ね 10 年を目途に見直

1 しを行っている。

2 平成 24 年度に公表した第 4 次レッドリストでは、絶滅危惧 I 類及び II 類のカテゴリ
3 リー（ランク）に該当する絶滅危惧種として、10 分類群合計で 3,597 種が掲載され、
4 第 3 次レッドリストより 442 種増加した。種数の増加の要因には貝類における評価
5 対象の拡大といった事情があるものの、我が国の野生生物が置かれている状況は依然
6 として厳しいことが明らかとなった。

7 なお、既存の環境省レッドリストでは、純海産種は評価の対象から除外していたこ
8 とから、平成 24 年度から、海洋生物の絶滅のおそれの評価の検討に取り組んでいる
9 ところである。

11 2. 我が国の絶滅危惧種の保全に関する現状と課題（平成 23 年度点検結果）

12 平成 23 年度に実施した「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点
13 検」では、環境省第 3 次レッドリストの絶滅危惧種 3,155 種を対象として、レッドゲ
14 ータブックや付属説明資料の情報を基に、減少要因に関する全体的な傾向を見た。

15 絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたるが、代表的な減少要因として開発、捕獲・採
16 集採取、遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種の影響、農薬汚染、管理放棄等がみ
17 られた。ただし、これらの減少要因は、対象種が絶滅危惧種と評価されるに到った要
18 因を示したものであり、現在において当該種の回復を阻害している要因では必ずしも
19 ないことには留意が必要である。近年は、ニホンジカ等の中大型哺乳類の個体数増加
20 や分布拡大による植物への影響が深刻化して指摘されており、維管束植物等の絶滅危
21 惧種の減少要因としても懸念されている。

22 あわせて同点検では、抽出された代表的な減少要因に対応する対策に関連した代表
23 的な制度を整理し、それらの制度のうち一部について、絶滅危惧種又はその生息・生
24 育地の保全等の各制度による対応状況を点検した。（表 1）

25 野生生物や自然環境の保全に係る法律としては、絶滅のおそれのある野生動植
26 物の種の保存に関する法律（種の保存法）の制定（平成 4 年）をはじめ、環境影響評
27 価法（平成 9 年）、自然再生推進法（平成 14 年）、特定外来生物による生態系等に関
28 する被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年）、地域における多様な主体
29 の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地
30 域連携促進法）（平成 22 年）などが、この 20 年程度で制定されている。加えて、自
31 然公園法（昭和 32 年）等の従来の自然環境に関連する法令においても、生物の多様
32 性の確保に寄与するため、保全対策の強化が行われてきている。

33 また、地方公共団体においても、条例等に基づいて絶滅危惧種を含む希少種の保全
34 のための施策を講じており、平成 23 年度末時点では、31 の都道府県が、希少な野生
35 動植物の保護等を目的とした条例を制定している。さらに、点検では十分に取り上げ
36 られなかったものの、点検会議では、里地里山地域や都市近郊における環境に配慮し
37 た自然資源利用の支援等、法令以外の様々な制度による施策があることも指摘された。

38 このように、保全に係る制度的な整備は進んできたといえるが、絶滅危惧種の
39 保全にこれらの様々な既存の制度が十分に活用されてきたとはいえない。このため、
40 対象種の特性や減少要因等の状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用する

表1 代表的な減少要因に対して想定される対策と関連制度

| 減少要因 | 想定される主な対策 | 関連する代表的な既存制度の例 | 保全状況の例(注1,2) | |
|-----------------------------|--|---|---|--|
| (1) 生息・生育地の減少又は劣化 | ○ 既に失われた生息・生育地の再生等 | ・自然再生事業(自然再生推進法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法) ・その他各種法令に基づく生態系の維持・回復事業 | | |
| 開発 | ○ 一定の区域内の開発規制(保護地域) | ・生息地等保護区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護地区(鳥獣保護法) ・国立・国定公園(自然公園法) ・自然環境保全地域等(自然環境保全法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・特別緑地保全地区等(都市緑地法等) ・希少種保護条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他(地域指定の天然記念物、保安林、保護水面等) | 保護地域カバー率(開発): 21% | |
| | ○ 事業時の環境配慮等 | ・環境影響評価(環境影響評価法) ・その他条例に基づく環境影響評価の制度 | | |
| 過剰利用等 | ○ 一定の区域内の立入・乗入等の利用制限(保護地域) | ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域、海域公園地区等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・特定自然観光資源(エコツーリズム推進法) ・条例に基づく保護地域内の立入・乗入等規制 | 保護地域カバー率(過剰利用等): 31% | |
| | ○ 利用時の環境配慮等 | ・エコツーリズム推進協議会等(エコツーリズム推進法) | | |
| 管理放棄・遷移進行等 | ○ 生息・生育地の維持管理等 | ・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法) ・風景地保護協定(自然公園法) | | |
| (2) 種の捕獲・採集 | ○ 捕獲規制 | | 種指定率: 64% | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 区域を定めず種等を指定した捕獲・採集の制限 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;"> 一定の区域を定めた全種又は指定種の捕獲・採集の制限 </div> | ・国内希少野生動植物種の捕獲規制(種の保存法) ・鳥獣の捕獲規制(鳥獣保護法) ^{注3} ・地域を指定しない天然記念物(文化財保護法) ・希少種保護条例に基づく捕獲規制 ・その他(水産資源保護法の保護動物など) | 種指定率(国): 7% 種指定率(県): 25% | |
| (3) 生態系の攪乱 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 外来種等による捕食・競合等(ニホンジカ等の中大型哺乳類の個体数増加・分布拡大を含む) </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ○ 外来種等の放出等規制 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;"> 区域を定めず種指定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;"> 一定の区域を定める(保護地域内) </div> | ・特定外来生物の放出規制(外来生物法) ・地方自治体の条例等による外来種の放出規制 | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 水質汚濁・農業汚染 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ○ 一定の区域内の排出規制(保護地域) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 2px;"> ○ 区域を定めない排出等の規制 </div> | ・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の排出規制 | |
| ○ 対象種の個体数の積極的な維持・回復(保護増殖)など | | ・保護増殖事業(種の保存法) ・希少種保護条例に基づく保護増殖の取組 など | | |

注1: 「保護地域カバー率」は、当該減少要因にかかる絶滅危惧種の分布域(分布データのある種に限る)を国立・国定公園、自然環境保全地域等、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区がカバーしている割合を示す。

注2: 「種指定率(国)」は、捕獲・採集を減少要因とする絶滅危惧種のうち国内希少野生動植物種、狩猟鳥獣以外の鳥獣、天然記念物として捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(県)」は同じく希少種保護条例によって指定され捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(保護地域内)」は同じく国立・国定公園の特別地域、同じく海域公園地区、自然環境保全地域の特別地区で指定され区域内の捕獲等が規制されている種数の割合を示す。「種指定率」はこれらの合計(重複は除く)。

注3: 鳥獣保護法により鳥獣は、狩猟によるものを除き原則捕獲が禁止されているが、鳥獣保護区では狩猟を行うことができない。

1 ことが重要である。

2 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制度そのもののあり方だ
3 けではなく、制度運用の強化が重要であり、そのためには、知見、技術、人員、資金
4 等の確保に努めることも重要である。同時に、これらの様々な制約の中で種の絶滅回
5 避のための取組を効果的に推進していくためには、保全に取り組む種の優先順位を明
6 らかにしたうえで、具体的な施策を計画的に実施することが重要である。

7 さらに点検結果からは、具体的な施策を検討するために必要な絶滅危惧種に関する
8 知見が不足していることも明らかとなり、必要な情報の収集・蓄積と関係者間の共有
9 が求められている。

10 なお、平成 25 年 6 月の種の保存法の改正を踏まえ、環境省では絶滅危惧種の保全
11 に係る平成 26 年度の予算の大幅増額と、職員の定員の増加を要求しているところで
12 ある。

14 3. 希少野生生物の国内流通管理に関する現状と課題

15 種の保存法では、我が国に生息・生育する「国内希少野生動植物種」のみならず、
16 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」
17 によって国際取引が規制されている種などの国際的な協力による保全が必要とされ
18 る絶滅危惧種についても「国際希少野生動植物種」として指定され、国内での流通を
19 規制している。このため、平成 23 年度の点検では、種の保存法に基づき個体等の譲
20 渡し等を規制している希少野生動植物種の国内流通管理の状況も点検した。

21 その結果、種の保存法に定める罰則等の制裁措置では違反を抑制するうえで十分と
22 はいえないことや、譲渡し等を行える国際希少野生動植物種の個体等の登録制度が抱
23 える課題等が明らかとなった。このため、種の保存法の規制の対象範囲等について
24 今後も検討の余地があること、罰則の強化や登録制度の改善、法制度の周知が重要で
25 あることなどについて、点検会議の提言を得た。さらに、中央環境審議会の答申「絶
26 滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について」において、違法
27 な捕獲や譲渡し等に対する罰則の強化や、登録制度の手續改善等を行うべきことが指
28 摘された。

29 これらを踏まえ、平成 25 年 6 月の種の保存法の改正では、違法な捕獲や取引に関
30 係する罰則が強化されたほか、希少野生動植物種の広告の規制、登録関係事務手續の
31 改善等がなされた。さらに今般の改正法では、施行後 3 年に登録制度も含めた法規定
32 の検討を加えることとされており、今後、法規定の検討に必要な調査の実施や課題に
33 対する対応策の検討を継続して行う予定である。

36 第 4 章 基本的考え方

37 第 4 章では、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議の提言を
38 基に、我が国に生息・生育する絶滅危惧種をどのように保全していくのか、基本的な考

1 え方を記述する。なお、生息域外保全及び野生復帰の基本的な考え方については、「絶
2 滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」(平成 21 年 1 月)²及
3 び「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」(平成 23
4 年 3 月)³を基に整理を行う。

5 本章は、環境省が絶滅危惧種の保全を推進するにあたっての基本的な考え方を示すも
6 のであるが、地方公共団体等における保全政策の立案・実施の際にも参考となる絶滅危
7 惧種の保全に関する基本的考え方となるように努めた。

9 1. 語句の定義

10 本保全戦略における語句は、以下の定義による。

- 12 ・生息域内保全：種に着目して生態系及び自然の生息地を保全し、持続存続可能な
13 種の個体群を自然の生息・生育環境において維持し、回復すること。⁴
- 14 ・生息域外保全：生物や遺伝資源を自然の生息地の外において保全すること。本保
15 全戦略では、我が国の絶滅のおそれのある野生動植物種を、その自然
16 の生息地外において、人間の管理下で保存することをいう。
- 17 ・保護増殖（種の維持・回復にかかる取組）：特定の種を対象とし、その個体数を
18 積極的に維持・回復するために行われる幅広い取組。生息・生育地の整
19 備、餌条件の改善などの生息域内保全に限らず、飼育・栽培等による繁
20 殖の取組（生息域外保全）及び野生復帰の取組も含まれる。種の保存
21 法における保護増殖事業も、これに含まれる取組である。
- 22 ・野生復帰：生息域外におかれた個体を自然の生息地（過去の生息地を含む）に戻
23 し、定着させること。なお、種の絶滅回避のために実施される取組の一
24 手法として位置づけるものとし、回復した傷病個体のリリースは含めな
25 いこととする。

27 2. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

28 (1) 優先度の基本的な考え方

29 絶滅危惧種の保全のための対策を講ずるにあたっては、①種の存続の困難さと、
30 ②対策効果の大きさの二つの視点で評価し、取り組む種の優先度を決定する。

32 ① 種の存続の困難さによる視点

33 環境省における保全対策の検討にあたって、種の存続の困難さは、環境省レッド
34 リストのカテゴリー（ランク）を基本とする。具体的には、絶滅危惧 I A 類（CR）
35 又は絶滅危惧 I 類（CR+EN）の中で、生息状況の悪化が進行していること等によ
36 り特に絶滅のおそれの高い種から、対策の検討を優先的に行う必要がある。

² http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12843&hou_id=10655

³ http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=17257&hou_id=13648

⁴ 生物多様性条約の条文においては、In-situ Conservation（生息域内保全）には特定の種に着目しない生物多様性保全に係る取組が含まれるが、本保全戦略においては絶滅危惧種の保全にかかる取組に限定することとする。

1 なお、種によっては増殖率や個体の移動範囲等の特性が大きく異なっていたり、
2 減少要因や生息環境等の種が置かれている状況も様々であるため、レッドリストで
3 同じカテゴリーとされたものでも優先度が異なる場合があることに考慮留意する。

4 また、カテゴリーにかかわらず急激な状況の悪化によって緊急対策を要すると判
5 断される種についても優先して保全に取り組む。

7 ② 対策効果による視点

8 対策効果の視点からは、以下の項目に該当する種が優先して保全に取り組む種と
9 して想定される。

- 10 ・ 生態学的に重要性が高く（例えばアンブレラ種やキーストーン種のような機能）、
11 その保全によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種
- 12 ・ 認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり（フラッグシップ種）、
13 多くの主体の保全への参画又は協力を促進させる効果が期待される種
- 14 ・ 絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、その取組が他の絶滅危惧種の保全
15 にも効果がある種

17 (2) 考慮すべき事項

18 環境省が主導して、全国レベルで保全に取り組むにあたっては、上記の優先度の
19 視点に加え、以下のような特性を有する種についても考慮して保全に取り組む種の
20 優先度を決定する。

- 21 ・ 捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種
- 22 ・ 固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼等、我が国の中でも特に重要な生態系が
23 みられる地域に分布する種
- 24 ・ 分布範囲や個体の行動範囲が都道府県境をまたいで広域に及ぶ種
- 25 ・ 国境を越えて移動する種や国際的に協力して保全に取り組む必要がある種
- 26 ・ 有効かつ汎用性のある保全の手法や技術を確立するために先駆的に保全に取組
27 む意義がある種

29 なお、レッドリストのカテゴリーが絶滅危惧Ⅱ類（VU）であっても、以下のよ
30 うな状況にある種については、情報の整備と保全対策の手法検討により、方向性を
31 示すことが重要である。

- 32 ・ かつては広域的に里地里山地域等でごく普通に見られていたにもかかわらず、
33 近年、全国的に減少傾向にある種や、海浜、河口等に生息・生育し、その環境
34 変化の消失や劣化に伴って全国的に減少傾向にある種
- 35 ・ 個体数は安定しているものの、人為的な要因により、その生息地が一カ所に集
36 中しているなど、影響を受けやすく、により、自然の状態では本来想定されな
37 い脆弱性の高い状況にある種

39 3. 種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方

1 (1) 種の特性や減少要因等を踏まえた対策の選定

2 絶滅危惧種の保全対策には様々な取組があり、特定の種に着目した保全施策のみ
3 ならず、生態系に着目した保護地域や自然再生などの保全施策も絶滅危惧種の保全
4 に資する(図1)。対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それぞ
5 れの種の特性(分布様式や特定の環境への依存度合い、増殖率等)や減少要因を踏
6 まえて、また、人の生活との関連性などの社会的側面も念頭においた上で、これら
7 の様々な保全対策の中から有効な対策を適切に選定し、必要に応じて対策を組み合
8 わせて実施することが重要である。

9 そのため、種の特性や減少要因、種を取り巻く社会的状況などの保全関連情報を
10 蓄積したうえで、有効な保全手法や技術の確立を推進し、各種条件がある程度整っ
11 たものから、対策を推進していく必要がある。なお、これらの必要な保全関連情報
12 のうち減少要因については、平成23年度の点検においても明らかになったように、
13 特に対象種の生息・生育に悪影響を与えている現在における要因が明らかではない
14 場合が多いことから、当該種を取り巻く問題の適切な把握に努めることが重要であ
15 る。

16 種の特性や減少要因を踏まえて保全対策を選択する具体的な例として、例えば、
17 捕獲・採取圧が主な減少要因である種に関しては、捕獲及び流通の規制が有効であ
18 るとともに、生息・生育地の監視体制を取ることが重要である。

19 また、生息・生育地の減少又は劣化が著しい種については、生態系の維持・改善
20 を図る施策(保護地域による開発規制や過剰利用の抑制、自然再生による環境改善
21 等)が必要であり、特に、湧水性のハリヨ(CR)、森林性のキセルガイ類などのよ
22 うに個体の移動範囲が地域的に限られ特定の環境に依存している種や、ナゴヤダル
23 マガエル(EN)をはじめとするカエル類や草原・湿原性のチョウ類などのように
24 増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる特性を持つ種には、有効
25 であることが多い。

26 近年、外来種等による生態系への影響も一層深刻化しており、絶滅危惧種の重要
27 な生息・生育地において影響を及ぼす又は及ぼすおそれのある場合には、優先的に
28 防除することが重要である。

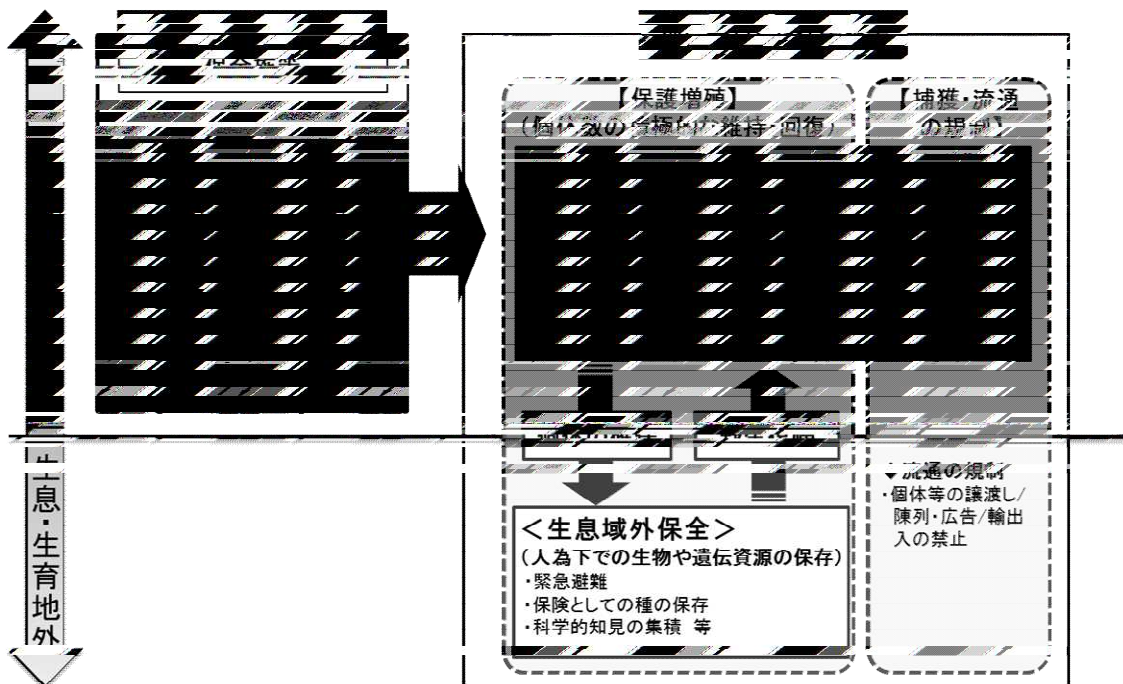
29 一方、生息・生育地の保全だけでは種の存続に近い将来困難となる危険性のある
30 種(ツシマヤマネコ(CR)など)や、緊急的な危機状況ではなくとも、野生下で
31 の増殖率が低いなどにより一旦個体数が減少に転じると回復が困難な傾向にある
32 種(シマフクロウ(CR)など)、急激な生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等
33 により緊急の対策を要する種(ライチョウ(EN)など)については、対象種の個
34 体数を積極的に維持・回復するため、生息域外保全及び野生復帰も含めて複数の施
35 策を横断的に行う保護増殖の取組を検討する必要がある。

36 なお、ある特定の絶滅危惧種に着目して生息・生育地の保全に取り組む際には、
37 同じ場所に生息・生育する他の絶滅危惧種の状況にも配慮することが重要である。
38 また、里地里山等の二次的自然環境や河畔環境等のように変動・攪乱が大きい環境
39 に生息・生育する攪乱依存種(アユモドキ(CR)、ヒョウモンモドキ(CR)など)
40 では、長期的な視点に立った保全の実施が特に重要であることに留意する必要があ

1 　　る。

2 　　また、減少要因や種のおかれた状況によっては、同一の種であっても地域によつて減少要因が異なることも多く、それぞれの地域によって異なる対策を講ずることも想定される。さらに、淡水魚類等のように水系毎の隔離的な分布状態で、遺伝的に異なる特性を持つ地域個体群毎の保全が必要なものがある一方で、渡り鳥等のように、広く繁殖地、中継地及び越冬地間での連携した保全が必要なものもある。このため、保全の実施にあたっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、保全の対象とする適切な個体群の範囲（保全ユニット、又は保全単位）を明確化することが肝要であるとともに、それぞれの状況に合わせた生息・生育地の維持・改善等の対策が重要である。

11 　　点検において、これまでの絶滅危惧種の減少要因としては明示的に抽出されなかったものの、今後、野生生物種の多様性に強い影響が懸念される要素として、気候変動があげられる。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007年）では、「世界平均気温の上昇が1.5～2.5℃を超えた場合、これまでに評価された植物及び動物種の約20～30%は、絶滅のリスクが増す可能性が高い。」とされている。我が国においても、日本沿岸の熱帯・亜熱帯サンゴ礁の分布域の消失や動植物の分布適域の移動が予測されており、今後、様々な生物の生息・生育状況に変化が生じると考えられる。気候変動の影響への対応（適応）については、平成27年夏を目途に政府全体の適応計画を策定する予定であり、今後、その適応計画も踏まえ、気候変動による野生生物種への影響の把握に努めるとともに、その影響を踏まえた上での絶滅危惧種の保全のあり方を検討していく必要がある。



23 図1 絶滅危惧種の保全対策の相互関係
24
25
26

1 野生生物種の本来の生息・生育地における安定的な存続を確保するためには、当
2 該種と地域の人の生活との関連性などの社会的な側面も十分に考慮し、共生共存を
3 図っていくことが重要である。このため、地域住民の絶滅危惧種の保全に対する理
4 解と協力も必要であり、生息・生育地の保全や持続可能な利用に関する草の根の地
5 域に根差した市民団体等の取組との連携を図ることが重要である。例えば、ある程
6 度個体数が回復した種の保護管理や、自然災害等によって新たに形成された生息・
7 生育地の扱いについては、地域の関係者における十分な合意形成が重要である。特
8 に、絶滅危惧種であっても、その生息地が一箇所に集中していたり、個体数が急激
9 に回復するなどによって、農林水産業や生活などへの被害があるような場合には、
10 防護柵の設置追い払い等の被害防止の取組や、適切な場合には生息地の分散等によ
11 る被害の軽減などの管理により、地域社会と共生を図ることが、その種の保全の観
12 点からも重要である。

14 (2) 生息域外保全と野生復帰の考え方

15 絶滅危惧種の保全は、その種の生息・生育地内におけるの保存を図ることが基本
16 であるため、生息域内保全（生息・生育地の維持・改善、脅威となっている外来種
17 の駆除など）を基本とし、生息域外保全（緊急避難、飼育・栽培・増殖など）及び
18 野生復帰は生息域内保全の補完として活用することが前提となる。

19 生息域外保全は、生息域内における対象種個体群の絶滅のおそれに応じた目的設
20 定が必要である。実施の目的として具体的に以下の3つが挙げられる。

- 21 ①緊急避難：生息域内での存続が困難な種を生息域外で保存し、あるいは個体数を
22 増加させ、種の絶滅を回避すること。
- 23 ②保険としての種の保存：生息域内において、種の存続が近い将来困難となる危険
24 性のある種を生息域外で保存し、遺伝的多様性の維持を図ること。
- 25 ③科学的知見の集積：生息域内において、種の存続が困難となる危険性のある種に
26 ついて、飼育・栽培・増殖等の技術や遺伝的多様性の現状等に係る科学的知見
27 を、生息域外に置いた個体群からあらかじめ集積しておくこと。なお、上記①
28 ②を実施する場合には、併せて科学的知見の集積も行う。

29
30 また、生息域外保全を実施する種の選定にあたっては、基本的には生息域内での
31 種の存続の困難さの高い種が優先される。しかし、比較的種の存続の困難さが比較
32 的に低い種であっても、将来的に絶滅の危険性が高まることが予測想定される場合は、
33 早い段階から飼育・栽培・繁殖技術等に係る科学的知見の集積を行うとともに、得
34 られた知見（生理・生態情報等）を生息域内での保全にフィードバックすることも
35 必要である。

36 なお、生息域内保全の補完としての生息域外保全は、個体を適切に野生復帰させ
37 ることも想定して取組を実施することから、そのような個体の保存にあたっては、
38 個体の飼育・栽培下環境への適応により野外環境への適応が困難になることや、限
39 られた個体数での増殖による近交弱勢や遺伝的多様性の低下等の悪影響を、可能な
40 限り排除することで、野生復帰させ得る資質を保つことが重要である。また、飼育・

1 栽培下個体群をつくる野生個体由来の創始個体(ファウンダー)の確保に関しては、
2 生息域外保全の実施自体が過度な捕獲・採取の要因とならないよう、生息・生育地
3 での状況を考慮することも必要である。

4 絶滅危惧種の生息域外保全及び野生復帰については、生息域内保全の補完として、
5 生息域内の個体群の復活又は補強(個体数の増加)に有効な手段と考えられる。た
6 だし、野生復帰については、自然の生息地以外への導入や遺伝的地域特性への配慮
7 の欠如によって、実施する場所の生態系やその場所の個体群に対して悪影響を与
8 える危険性もある。したがって、実施した場合の効果と悪影響の可能性を十分に検討
9 して必要性を評価するとともに、実現可能性を検討し、その目的や手法に応じて計
10 画的に実施することが重要である。このため、個々の種について生息域外保全及び
11 野生復帰を実施する前に、それぞれに実施計画を作成する必要がある。

12 絶滅種(EX)については、国外の同種個体群が存在する場合、そこから個体
13 を野生復帰(再導入)することで対象種を復活させる可能性はあるがも考えられる。
14 しかし、現在の生態系や地域社会に様々な悪影響を及ぼす危険性もあり、実施の前
15 に多面的かつ慎重な検討が必要である。例えば、国外に存在する種と絶滅した国内
16 種個体群との同一性、再導入する種の生態や再導入先の生態系に果たす役割及び影
17 響、再導入する個体の確保のための具体的方策(個体の確保、繁殖技術、繁殖実施
18 主体及び繁殖場所、再導入場所、費用やスケジュール等)、再導入先によりおける
19 定着可能な生息・生育地環境の条件、地域の理解や合意形成等の社会的条件、再導
20 入する種の個体の扱いに関する原産国の同意や同種個体の確保による本来の生息
21 地への影響等を十分に検討する必要がある。

23 4. 環境省における計画的な保全対策実施の考え方

24 (1) 知見及び技術の集積と共有

25 保全の推進にあたって、絶滅危惧種の科学的知見(分布、個体数、繁殖等の生態、
26 好適環境等)や現在の生息・生育の現状、保全状況等に関する情報、保全手法や保
27 全技術等の蓄積と各関係主体間の共有が重要である。特に、各種の計画立案や事業
28 との調整を早期段階に進め、保全を推進するためには、一定の情報管理を行いつつ、
29 必要な者に必要な情報を提供することが重要である。

30 また、我が国全体としての保全の進捗状況の評価するための仕組みの整備も重要
31 であり、環境省が中心となって、保全の取組がどの程度進んでいるかを客観的に把
32 握するための枠組やわかりやすい指標等を検討し、提供することが重要である。

34 (2) 各種制度の効果的な活用

35 絶滅危惧種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を適切に選択する。そのため、
36 表1にも示したように関連する既存の様々な法令及び各種制度について、その目的
37 や適用の考え方などそれぞれの特性や状況を把握したうえで、相互の組み合わせも
38 含めた効果的な活用を目指す。

39 種に着目した保全施策としては、第一に種の保存法に基づく規制等が考えられ、

1 絶滅危惧種の保全を推進するにあたって、まずは、種の保存法に基づき、捕獲や流
2 通等の規制が必要な種をはじめ、生息・生育地の保護や保護増殖事業等、同法による
3 対策が効果的な種を特定した上で、国内希少野生動植物種の指定を一層推進する。

4 種の保存法以外の保護地域制度に関しては、各制度の目的や規制内容等を踏まえ
5 つつ、絶滅危惧種の保全にあたってそれらの制度の活用を検討する。

6 具体的には、鳥獣の保護とその生息環境の保全を図ることを目的に指定される鳥
7 獣保護区を活用し、希少鳥獣の生息地等の保護を推進する。また、自然公園は、特
8 定の種の保全を目的とするものではないが、区域面積が大きく、絶滅危惧種の生
9 息・生育地及びそれを取り巻く生態系を広く保全する施策として有効であると考え
10 られる。このため、区域指定や地種区分等の検討の際には、それらの地域の絶滅危
11 惧種の生息・生育環境を保全するという視点に十分留意するとともに、規制をかけ
12 る動物及び植物の指定を行うにあたっては、環境省が作成するレッドリストの絶滅
13 危惧種を考慮する。

14 絶滅危惧種の重要な生息・生育地において外来種やニホンジカ等の中大型哺乳類
15 の影響がある場合には、優先的に防除等が実施されるべきである。これらの地域で
16 は、外来生物法に基づく特定外来生物等の効率的かつ効果的な防除等を生態系管理
17 の一環として計画的に実施するなどの対策の推進を図る。また、国立・国定公園内
18 では生態系維持回復事業の活用を図る。なお、ニホンジカ等の中大型哺乳類の対策
19 については、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画等による都道府県や市町村
20 の捕獲等の取組との連携が重要である。

21 対象種の特性や分布状況等によっては、個々の生息・生育環境の積極的な改善や、
22 複数の生息・生育地間のつながりの確保も検討する必要がある。保護区域内での改
23 善の取組、自然再生推進法や生物多様性地域連携促進法に基づく取組の促進の他、
24 法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図
25 る。また、他省庁の関連する取組との連携を通じ、政府全体としての対策の強化に
26 努めるとともに、地方公共団体による関連条例や生物多様性地域戦略等に基づく施
27 策との連携も図っていく。

28 中大型哺乳類、猛禽類など行動圏が広い種、また里地里山等の二次的自然環境に
29 生息・生育する種については、保護地域による規制だけでは不十分な場合があるこ
30 とから、二次的自然環境の適切な保全や持続可能な農林水産業の推進、開発時の絶
31 滅危惧種への配慮などが重要である。

32 33 (3) 保全の体制等のあり方

34 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制度運用のための体制
35 の強化が重要であることから、本省における体制の強化に加え、保全の取組の主体
36 となる地方環境事務所の人材や予算等の確保に努める。

37 また、多様な主体の参画を進めるための効果的な連携体制の整備や国民の絶滅危
38 惧種の保全に対する関心と理解を高めていくことも不可欠である。このため、具体
39 的な保全の取組を実施するなかでも、取組の目的に影響を与えない範囲で対象種や
40 取組自体を公開するなど、多様な主体の参画や理解の促進に繋がる方法が考慮され

1 ることも重要である。

2
3

4 **第5章 施策の展開**

5 第5章では、第4章で述べた基本的考え方に基づき、環境省として今後早急かつ重点
6 | 的に取り組むべき絶滅危惧種保全のための施策について記述する。特に第4章4. 環境
7 | 省における計画的な保全対策実施の考え方を踏まえ、①情報及び知見の充実、②各種制
8 | 度を活用した保全対策の推進、③多様な主体の連携と社会的な理解の促進による保全体
9 | 制の整備の3つの項目について、施策を整理する。

10

11 **1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実**

12 **(1) 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等**

13 特に、絶滅危惧種の分布や生息状況、生態等の情報は、保全の取組にかかる優先
14 | 度の決定や、具体的な保全施策の検討に有効極めて重要である。このため、モニタ
15 | リングや情報蓄積のための体制を、既存の関連する様々な情報整備の枠組の活用も
16 | 含めて検討し、有識者の協力を得ながら絶滅危惧種の分布等の基礎的情報の整備を
17 | 進める。また、整備した情報は、適切な管理の上で関係主体との共有を図っていく。

18

19 **(2) レッドリスト及びレッドデータブックの整備**

20 レッドリスト及びレッドデータブックの整備及び定期的な見直しを、その効果的
21 | な実施を検討しつつ引き続き推進する。なお、現行の環境省レッドリストでは対象
22 | 外となっている海洋生物に関しては、平成24年度に検討した評価手法等に基づい
23 | て絶滅のおそれの度合いを評価し、平成28年度を目途にレッドリストの作成をめ
24 | ざす。将来的には、その成果を踏まえ、既存のレッドリストと海洋生物のレッドリ
25 | ストの統合や掲載種の移動など、相互の関係を整理していく。

26

27 **(3) 絶滅危惧種保全重要地域の抽出**

28 効果的な保全の推進のためには、個々の種の情報だけではなく、保全上重要な場
29 | 所を把握する必要がある。そのため、種の保全の観点から必要な空間スケールを考
30 | 慮しつつ、絶滅危惧種が集中する地域や、湧水や石炭岩地域等の特殊な環境に依存
31 | している種において、小面積であっても生存に不可欠な地域の抽出を行う。具体的
32 | な検討に際しては、生息・生育地の環境の維持・改善により効果的な回復が見込ま
33 | れる特性を持つ種が対象に含まれるよう考慮する。ただし、当該情報は具体的な種
34 | の分布情報と関連するため、特に乱獲の対象となり得る種については、情報の取扱
35 | いには十分に配慮する。

36

37 **(4) 絶滅危惧種の保全状況の分析**

38 絶滅危惧種の効果的な保全対策を検討するにあたっては、個々の絶滅危惧種の、

1 野生下での生息・生育状況や種の回復を阻害している現在における要因、多様な主
2 体による保全実施状況等に関する情報を把握することが重要である。このため、こ
3 れらの情報を種毎に収集・整理し、現在の保全の取組の進捗度合いや不足している
4 対策等を把握するための「絶滅危惧種保全カルテ」を作成することにより、今後講
5 ずべき効果的な対策を検討する。

6 絶滅危惧種保全カルテの作成にあたっては、収集すべき具体的な項目やその収集
7 方法、種の特性も踏まえて保全状況を分析する際の考え方や方法、継続的な情報蓄
8 積の手法等を検討するとともに、作成した絶滅危惧種保全カルテの関係者との共有
9 のあり方や情報の取扱い方法を検討する。その上で、対策の優先度の考え方を踏ま
10 え、絶滅危惧Ⅰ類（2,011種）に該当する種から、その生態や現状等についてある
11 程度の情報がある種を優先して絶滅危惧種保全カルテの作成を進める。なお、絶滅
12 危惧Ⅱ類であっても、なんらかの要因で急激な減少が確認されるなど、早急な対策
13 の検討が必要な種については、絶滅危惧種保全カルテを作成する。

14 また、平成23年度に実施した絶滅危惧種の保全に関する政策の全般的な点検は、
15 今後10年程度を目途に定期的に実施する。なお、次の点検に関しては、愛知目標
16 の達成状況の点検との関係で適切なタイミングで行う。

18 2. 絶滅危惧種の保全対策の推進

19 (1) 種の保存法による絶滅危惧種の保全

20 【国内希少野生動植物種の指定の推進】

21 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、当面2020年までに300
22 種の追加指定を目指し、それ以降も同様のペースで指定の推進を図る。

23 その際、優先度の考え方（第4章2.（1））を踏まえ、絶滅危惧ⅠA類（CR）
24 のうち、現在国又は地方公共団体により規制等の保全措置がなされていない、ある
25 いは保全措置が不十分と判断され、指定の効果が見込まれる種から、種の保存法に
26 基づく国内希少野生動植物種の指定の有効性を検討し、必要な指定を推進していく。

27 ただし、捕獲・採取圧がある種や個体数増加の困難な種などは、絶滅危惧ⅠB類
28 （EN）やⅠ類（CR+EN）を含めて、順次種の保存法の種指定の有効性を検討し、
29 対策を推進する。

30 また、第4章2.（2）の考慮すべき事項を踏まえ、我が国の中でも特に重要な
31 生態系が見られ、固有種も多い小笠原諸島や奄美・琉球といった地域については、
32 自然公園等による保護区域の取組や外来種対策等と連携し、効果的な保全方法を検
33 討し、絶滅危惧ⅠA類（CR）に限らず、絶滅危惧種の保全上の必要に応じ国内希
34 少野生動植物種を指定する。

35 このほか、レッドリストのカテゴリーにかかわらず、急激な生息・生育環境の悪
36 化や減少要因の増大等により、緊急の対策を要すると判断される種についても、種
37 指定等の検討を行う。

38 なお、国内希少野生動植物種の選定にあたっては、各分類群又は種の専門家の協
39 力を得るとともに、国民による提案を、規制が必要な根拠とともに受け付ける体

1 制を整備する。具体的には、環境省のホームページにおいて、提案にあたっての様
2 式や提案の受付時期等の詳細を示すこととする。得られた提案は、適切な情報管理
3 を行ったうえで、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候
4 補種を検討することとする。

5 6 **【国内希少野生動植物種の保存の取組】**

7 国内希少野生動植物種に係る生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定
8 等の執行状況について、定期的な点検・見直しを行う。そのうえで、必要な追加的
9 措置や関係者との連携体制、他の法令に基づく保全の取組との連携も含めた効果的
10 な保全手法について検討し、対応する。

11 生息地等保護区は、種の特長や置かれた状況から、その種の個体の生息・生育に
12 にとって重要な役割を果たしている区域をきめ細かに保護を図る制度である。そのた
13 め現在、生息地等保護区は9カ所に止まっているが、今後国内希少野生動植物種の
14 指定の推進も踏まえ、小面積でも特に重要な区域を保護することが有効な種に対す
15 る当該制度の活用を検討していく。具体的には、「絶滅危惧種保全重要地域」や「絶
16 滅危惧種保全カルテ」等により得られた情報に基づき、保護区指定による保護効果
17 が高いと考えられる種及び生息・生育地で、その生息・生育地が良好に維持されて
18 いる区域について、他の制度による保護施策とも連携しながら、指定の推進を行う。
19 その際、里地里山等の二次的自然環境においては、当該環境が継続的な人間の働き
20 かけを通じて形成されたものであることに留意しつつ、その維持管理の状況を踏ま
21 え、必要な場合には生息地等保護区を活用することも検討していく。

22 また、指定した生息地等保護区の管理については、区域毎に定める保護の指針に
23 従い、適切な管理や生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生
24 育状況の把握に努める。その上で必要に応じ、既存の生息地等保護区の保護の指針
25 や区域の見直しを検討する。

26 生息・生育地の維持・再生を図るだけでは不十分であり、個体数の積極的な維持・
27 回復が必要な種については、保全手法や保全技術、体制等がある程度整ったものか
28 ら保護増殖に取り組む。具体的には、「絶滅危惧種保全カルテ」等により得られた
29 情報に基づき、積極的な保護増殖事業の実施による保護効果が高いと考えられる種
30 について、他の制度による保護施策とも連携しながら、保護増殖事業計画の策定を
31 推進する。また、保護増殖事業の実施主体としては国だけでなく、地方公共団体や
32 民間も重要であり、種の保存法における環境大臣の確認・認定制度の活用を促進し、
33 適切かつ確実な実施がされる体制を整える。すでに保護増殖事業計画が策定されて
34 いる種は、保護増殖検討会等における有識者の知見を活用しつつ着実な実施・保全
35 を推進し、事業の実施状況について定期的な評価に努め、必要に応じて計画内容の
36 見直しを検討する。

37 38 **【国内希少野生動植物種の解除について】**

39 種の保存法に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」の第二の1（1）に掲げ
40 る選定に関する基本的事項に該当しない国内希少野生動植物種については、その指

1 定を解除する。

2 具体的には、国内希少野生動植物種が、個体数の回復により環境省レッドリスト
3 カテゴリーから外れ、ランク外と選定された場合、指定を解除する。また、カテ
4 グォリーが準絶滅危惧（NT）へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにお
5 いても絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上に選定されない場合、「希少野生動植物種保存基本方
6 針」の規定を踏まえ、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開
7 始する。その際、特に解除による個体数減少の可能性については、十分な検証に努
8 める。

9 なお、国内希少野生動植物種から解除した種については、レッドリストの見直し
10 時のカテゴリーの変化を注視する。解除したことにより個体数が減少し、再び環境
11 省レッドリストカテゴリーが上がり絶滅危惧種に選定される場合には、再度指定す
12 ることを検討する。

13 14 (2) 他法令の保護地域制度等の活用

15 絶滅危惧種保全重要地域の抽出や、「絶滅危惧種保全カルテ」による保全状況の
16 評価結果を踏まえ、種の保存法以外の既存の保護地域制度や関連事業等の活用によ
17 り、関係主体と連携しつつ、絶滅危惧種の保全を図る。

18 具体的には、国指定鳥獣保護区に関しては、希少鳥獣の生息地の維持・管理を図
19 るとともに、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範に指定するな
20 ど、絶滅危惧種の生息・生育環境の保全にも配慮しつつ、区域の指定・更新を行う。

21 国立公園内に生息・生育する絶滅危惧種については、その生息・生育状況の把握
22 に努めるとともに、それに基づき、普通地域から特別地域、海域公園地区等への変
23 更の検討や各国立公園の指定動植物（特別地域内や海域公園地区内で採取等が規制
24 される動植物）の更新を順次実施する。また、国立公園に近接する区域に絶滅危惧
25 種が生息・生育している場合には、国立公園の候補地選定要件を満たす範囲の中で、
26 区域の拡張を検討する。さらに、国立公園内のニホンジカ対策をはじめとする生態
27 系維持回復事業の実施や利用調整地区⁵の設定においては、当該区域内に生息・生
28 育する絶滅危惧種の保全についても考慮しながら、事業を実施する。

29 自然環境保全地域内に生息・生育する絶滅危惧種については、その生息・生育状
30 況の変化等の把握に努め、必要に応じて拡張等の見直しを検討する。また、自然環
31 境保全地域に近接する地域等、自然環境保全地域外に生息・生育する絶滅危惧種に
32 ついては、その生息地・生育地を対象に、自然環境保全地域の指定要件に照らして
33 必要な拡張や新規指定を検討する。

34 特に、海洋生物については、現在進められている海洋生物のレッドリストの整備
35 を踏まえた上で、必要な保全措置を検討し、汚染負荷の軽減等の海域を明確に特定
36 しない施策と、海域を明確に特定する海洋保護区の設定とを、必要に応じて適切に
37 組み合わせた保全を図ることが有効である。我が国において海洋保護区に該当する

⁵ 利用調整地区制度：自然公園法第23条第1項に基づき、国立公園の風致又は景観の維持と
その適正な利用のために、公園計画に基づいて特別地域又は海域公園地区内に指定し、利用人
数の調整等を行うもの。

1 区域として、海洋生物多様性保全戦略（平成 23 年）や第 8 回総合海洋政策本部会
2 合（平成 23 年）により、既存の自然環境保全法令等に基づく各種規制区域が整理
3 されており、現在作業が進められている重要海域の抽出結果も踏まえうえて、自
4 然景観の保護、自然環境又は生物の生息・生育場の保護、水産生物の保護培養等、
5 異なる目的や規制内容を持つこれらの区域の効果的な設定により、開発規制や採捕
6 規制をおこない、海洋生物の保全を推進する。

7 8 (3) 保護地域以外での保全の取組

9 法令に基づく保護地域のみでは、すべての絶滅危惧種を保全するために十分な生
10 息地を確保することは難しい。一方で、保護地域外でも土地利用や資源利用のしか
11 たに配慮することで、絶滅危惧種の保全に貢献できることは多いと考えられる。と
12 くに保護地域周辺では、緩衝地帯（バッファゾーン）や保護地域間のコリドーを設
13 定・管理すること等により、保護地域の機能を高めることができる。

14 そのため、保全地域以外における絶滅危惧種の保全を推進することを念頭に、広
15 域分布種で全国的に減少傾向にある絶滅危惧Ⅱ類（VU）など、保全対策の方法に
16 ついて情報の共有が有効な種に関しては、各地で実施されている取組などの情報の
17 収集・整備と効果的な保全対策のあり方の検討を行い、多様な主体による全国的な
18 保全取組の推進を目指して、保全に関するガイドライン等の作成に取り組む。

19 里地里山については、継続的な人間の働きかけを通じて形成された環境であるこ
20 とを踏まえつつ、絶滅危惧種の生息・生育地の観点も含めて、生物多様性保全上重
21 要な地域を抽出し、抽出した地域の保管理の促進を検討する。絶滅危惧種の生
22 息・生育地としての観点は、里地里山の重要性を評価する項目の一つであり、その
23 生物多様性保全上重要な地域の抽出にあたっては、絶滅危惧種の保全に焦点を当て
24 た絶滅危惧種保全重要地域の抽出の取組とも手法の検討段階から情報共有を行う
25 など、効果的な連携を図っていく。

26 これらの取組に当たり、所管する土地の環境を管理する立場から生物多様性保全
27 に取り組む他省庁に対しては、関連施策の実施に有益な絶滅危惧種の保全に関する
28 情報の共有を図るとともに、具体的な施策に関して情報交換や協議等を通じて可能
29 な協力を行うことにより、政府全体としての対策の強化に努める。

30 また、渡り性の絶滅のおそれのある鳥類の保全については、二国間渡り鳥条約や
31 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等の国際的な連携
32 枠組において情報交換や具体的な保全の取組を推進する。

33 34 (4) 保全手法及び保全技術の開発と普及

35 種の存続の困難さは高いが有効な保全手法及び保全技術が未確立であるため具
36 体的な施策の実施が困難な種については、これらの手法や技術の開発を推進する必
37 要がある。そのため、具体的な事業の実施や既存の事業からの情報収集及び分析・
38 評価等により、体制の構築や合意形成手法を含む保全手法と、生息・生育地の維持・
39 改善技術や増殖技術等の科学的な保全技術について、必要な開発と普及を推進する。
40 その際、各分類群内では共通する課題も多いため、分類群単位で特に保全手法や技

1 術の整備が立ち後れているものを念頭に取組を行う。また、生息環境の視点から、
2 分類群を横断して複数の種に保全手法・技術が共通するものについても取り組む。
3 特に里地里山等の二次的自然環境を維持管理することによる該当種の保全の取組
4 が必要な場合については、地域における取組の情報を収集し、課題と保全方法を検
5 討する。

6 また、生息域外保全の関係では、(公社)日本動物園水族館協会、(公社)日本植
7 物園協会、全国昆虫施設連絡協議会及び研究機関等とも連携し、飼育繁殖技術の開
8 発が遅れている分類群を抽出し、その開発を行うなど、適切な手法及び技術を蓄積
9 していく。特に生息域外保全の重要な役割を担う主体の一つである(公社)日本動
10 物園水族館協会とは、生息域外保全の取組推進に関する内容を盛り込んだ生物多様
11 性保全の推進に関する基本協定書を結び、ツシマヤマネコやライチョウ等の国内希
12 少野生動植物種をはじめとする絶滅危惧種の生息域外保全の取組を推進するため
13 の協力体制をより一層強化していく。

14 さらに、保護増殖事業の一環として野生復帰を検討する際には、個々の種毎に置
15 かれた状況や野生復帰の必要性も異なることから、関係する様々な主体との十分な
16 調整を行いながら、野生復帰実施の適否や実現可能性を含めた十分な事前検討を行
17 う。また、実施にあたっては、野生復帰実施計画を作成し、モニタリングを行って
18 適切な手法及び技術を蓄積し、順応的に取り組む。

20 3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

21 (1) 多様な主体の連携

22 絶滅危惧種に関する基盤となる各種知見の集積や具体的な保全の施策の実施に
23 おいて、関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担や協力体制の形成のため、連
24 携の強化を図るとともに、個々の保全の取組において、多様な主体との更なる連携
25 を図っていく。

27 【関連行政機関等との情報の共有】

28 特に都道府県の担当部局との連絡会を開催することなどにより、地方公共団体と
29 の情報共有の体制整備を推進する。具体的には、本保全戦略に示した基本的考え方
30 をはじめ、施策の実施及び推進に有益な絶滅危惧種の保全の考え方、保護増殖事業
31 等により得られた具体的な保全手法や技術等を積極的に地方公共団体と共有する
32 ことで、地方公共団体の取組を支援する。また、本保全戦略に示した絶滅危惧種保
33 全重要地域や絶滅危惧種保全カルテに関する情報についても、捕獲・採取を誘発す
34 る危険性がある絶滅危惧種の分布情報等が適切に管理されるよう、情報管理の体制
35 を形成した上で、関連行政機関等との共有を図っていく。

36 「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」や「絶滅
37 のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等、絶滅危惧種
38 の保全に際して重要な考え方については、地方公共団体に限らず絶滅危惧種の保全
39 に取り組む主体と共有することが重要であり、(公社)日本動物園水族館協会等の

1 関連機関とも連携して普及広報を図る。

2 また、これらの情報のうち、社会的な理解の促進と絶滅危惧種の保全に有益と考
3 えられる情報については、公開によって絶滅危惧種の保全上の悪影響を生じさせる
4 ことの無いよう、適切な方法により公開する。さらに、市民参加型で生物多様性情
5 報の集約を進める中でも絶滅危惧種情報の蓄積を図る。

7 **【個々の保全の取組における連携】**

8 捕獲・採取圧のある絶滅危惧種についての監視活動や、保護増殖の取組等、個々
9 の保全の取組において、関係省庁や地方公共団体、全国規模の専門団体のほか、博
10 物館や地方公共団体の自然系調査研究機関、農林水産業の試験場、大学といった各
11 地域の特設機関及び種の保存法に基づく希少野生動植物種保存推進員や市井の有
12 識者等の絶滅危惧種の知見を有する者との連携を推進する。また、地域住民、専門
13 家、市井の有識者、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金等の多
14 様な主体の参画（知見、技術、人員、土地、資金等の提供）を促進するために効果
15 的な連携体制の検討を進める。その一環として、保護増殖事業等の取組について、
16 企業をはじめとする多様な主体の参画や協力を促進させるマッチングの仕組みを
17 検討する。また、地方公共団体による各主体の連携・協力を斡旋する拠点（地域連
18 携保全活動支援センター）の設置を促進する。

19 里地里山については、当該地域を生息・生育環境とする絶滅危惧種の保全の観点
20 からも、自然的・社会的条件に応じて管理を積極的に推進する地域について総合的
21 に判断しつつ、農林漁業者をはじめ、NGO・NPO等の民間団体などの地域ネット
22 ワーク及び都市と農山漁村との交流により、多様な主体が担い手となり意欲を持っ
23 て持続的に利用する枠組みの構築により対応を進める。

25 **（2）社会的な理解の促進**

26 絶滅危惧種の保全について国民の幅広い賛同と理解も重要であり、平成25年の
27 種の保存法の改正においても「国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、
28 広報活動等を通じて、絶滅のそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解
29 を深めるよう努めなければならない。」とする条文が追加されたところである。こ
30 のため、保全活動にあたっての連携やガイドラインの作成を通じた人材育成を図る
31 とともに、絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性、実際の保全の取組等について、
32 教育の教材としても活用可能なパンフレットの作成、ホームページ上での掲載等
33 を通じて、広く普及広報を行う。

34 具体的な取組として、例えば、ノヤギ駆除の取組によって野生個体群が回復した
35 小笠原諸島のウラジロコムラサキなど、保全のための努力がなされた結果、レッド
36 リストの見直しの際に絶滅のおそれが低下した種もある。また、トキやツシマヤマ
37 ネコをシンボルとしたブランド米の生産など、絶滅危惧種の保全を産業の活性化に
38 繋げる取組は、地域の人々の絶滅危惧種の保全に対する関心を高めることにも資す
39 る。このような保全の取組によって個体群の回復が見られる具体的な成功事例や、
40 地域全体として絶滅危惧種の保全とその活用を図る取組の事例等について収集し、

1 紹介していく。

2 なお、普及広報や教育のために保護増殖事業等の取組を公開する場合には、保護
3 増殖の取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との
4 合意形成を図りながら公開の方法を検討していく。

5 また、普及広報や教育活動においても、(公社)日本動物園水族館協会、(公社)
6 日本植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会の加盟園館や、地域のNGO・NPO等と
7 の効果的な連携を図るものとする。特に(公社)日本動物園水族館協会とは、生物
8 多様性保全の推進に関する基本協定書を結び、普及啓発における協力体制をより一
9 層強化していく。

10 草の根の取組に関し、環境省では自然環境の保全に関し、顕著な功績があった者
11 又は団体を表彰する『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』を毎年行って
12 いる。また、環境省では(公財)日本鳥類保護連盟とともに、全国の小学校・中学
13 校・高等学校・一般団体などが行っている野生生物保護活動などの内容を発表する
14 場として「全国野生生物保護実績発表大会」を、野生生物保護に尽力した個人又は
15 団体に対する表彰の場として「全国野鳥保護のつどい」を年1回開催している。自
16 然環境や野生生物の保全について国民の認識を深めるため、引き続きこれらの大会
17 や表彰を実施していく。

18 また、自然環境の保全・再生や生物多様性の保全活動に対しては、「田園自然再
19 生活動コンクール」(主催:(一社)地域環境資源センター)や「生物多様性日本ア
20 ワード」(主催:(公財)イオン環境財団)、「全国学校・園庭ビオトープコンクール」
21 (主催:(公財)日本生態系協会)など民間主導による表彰も行われている。こう
22 した民間主導の表彰制度のうち、特に絶滅のおそれのある野生生物の保全活動の推
23 進に効果が期待されるものについては環境省で後援・協力することにより主催団体
24 との連携を図り、保全活動に対する国民の理解や関心を深めていく。